



Title	プラットフォーム事業者によるコンテンツ・モデレーションと表現の自由（2・完）：アメリカの法理論を素材として
Author(s)	上本, 翔大
Citation	阪大法学. 2023, 73(4), p. 165-189
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/93276
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

プラットフォーム事業者による コンテンツ・モデレーションと表現の自由(2・完)

——アメリカの法理論を素材として——

上 本 翔 大

序 章

第1章 ステイト・アクションの法理による規律

第2章 コモン・キャリアとしての規制による規律(以上、73巻3号)

第3章 モデレーションの意義を認めつつ、規律を検討する立場

第4章 分析結果のまとめと若干の検討

終 章(以上、本号)

第3章 モデレーションの意義を認めつつ、規律を検討する立場

前章では、法律による規律のうち、コモン・キャリアとしての規制について論じた。そこで明らかになったことは、第1章で示されたことと同様に、PF事業者をコモン・キャリアとしての規制に服せしめることについては理論的な限界が生じているし、PF事業者によるコンテンツ・モデレーションをあまねく制限することは、違法・有害情報に対して適切に対応できないという点で、理想の情報空間の構築と乖離する側面があるため、PF事業者に対して一定の自主性を与えておく方が政策判断として望ましいというものであった。最後に、本章では、モデレーションの意義を認めつつ、規律を検討する立場について分析する。

まず、同テーマと関連のある、望まぬ表現の受け入れの強制に関する連邦最

最高裁の判例法理の到達点について、本論文の叙述に必要な範囲で瞥見する（第1節）。そして、検索事業者（第2節）とSNS事業者（第3節）に分けた上で裁判例・学説の議論状況を検討する。ここでは、PF事業者の修正第一条上の位置づけ、規制の合憲性を中心に分析を行う。ただし、検索エンジンの表現の自由をめぐるアメリカの議論状況の紹介は既に別稿で行ったため、本論文では、そこでの議論を敷衍しつつ、その後の研究で明らかになった点を中心に簡潔に叙述することとする。

第1節 連邦最高裁の判例法理の整理

表現を効果的に伝達するために他者が所有するフォーラム（財産）上で表現活動を行うことは、時として有用な方法となる。しかし、フォーラムの所有者にも、自己のフォーラムを管理し、望まぬ表現（者）を排除する自由が認められる可能性がある。それゆえ、フォーラムの所有者に対して、彼らが望まぬ表現を受け入れるよう国家が強制することは、彼らの表現の自由を侵害するものとして違憲無効となるかが問題となる。連邦最高裁はこれまで、一方では、望まぬ表現の受け入れの強制はフォーラムの所有者の表現の自由を侵害するとの判断を下し、しかし他方では、他者のフォーラム上で表現活動を行おうとする者の表現の自由の軍配を上げてきた。

前者の先例が、Miami Herald Pub. Co. v. Tornillo 事件判決（新聞社が政治家の候補者の人となりや記録について批評した場合、その政治家に反論文を掲載するスペースを提供するよう義務づけるフロリダ州法が新聞社の編集権を侵害しないかが争われた事案⁽¹⁰¹⁾）、Pacific Gas & Electric Co. v. Public Utilities Com. 事件判決（カリフォルニア州公益事業委員会が民間の公益事業会社に対して、請求書の封筒の中に同公益事業会社が同意しない第三者の表現を含めることを指示できるかが争点となった事案⁽¹⁰²⁾）、Hurley v. Irish-American Gay 事件判決（マサチューセッツ州がパレードを主催する市民団体に対して、主催者が望まないメッセージを伝えるグループをパレードの中に含めるよう要求できるかが争点となった事案⁽¹⁰³⁾）である。

後者の先例が、PruneYard Shopping Ctr. v. Robins 事件判決（私有のショ
（阪大法学）73（4-166） 834〔2023.11〕

プラットフォーム事業者によるコンテンツ・モデレーションと表現の自由（2・完）

ッピング・センターの中で、ビラの配布や署名活動を認めるよう義務づけることの合憲性が争われた事案⁽¹⁰⁴⁾）、Turner Broadcasting v. FCC 事件判決（ケーブルテレビ視聴者保護および競争法に含まれる、ケーブルテレビ事業者に対して同一市場内の地上波放送の再送信を義務づけた「マスト・キャリー（must-carry）規定」の合憲性が争われた事案⁽¹⁰⁵⁾）、Rumsfeld v. Forum for Academic and Institutional Rights 事件判決（他の企業の採用活動と同様に軍による採用活動を等しく受け入れることを連邦資金の支給の条件とした連邦法（ソロモン修正）は、FAIR（ロー・スクール等から構成された高等教育機関の学術における自由を促進する組織）の表現の自由を侵害するかが争われた事案⁽¹⁰⁶⁾）である。

これらの判決を分析すれば、第一に、内容規制であるか、内容中立規制であるかが問題となる。まず、話し手の発言内容に基づいて規制を課した場合、その者は、規制を回避すべく、発言を差し控えようとしてしまう。こうした萎縮効果は、発言者の発言内容に影響を及ぼすため、その者の表現の自由に対して深刻な影響を与えてしまう。これに対して、内容中立的な規制を設けたとしても、規制の名宛人は発言を変更する必要はないため、その者の表現の自由に対して負の効果は生じない。

第二に、財産の所有者がその表現を支持していると他の人に誤認されるおそれがあるかが問題となる。まず、誤認されるおそれがある場合は、望まぬ表現の受け入れによって話し手の自律性や発言内容の一体性が損なわれる可能性があるため、望まぬ表現の受け入れは財産の所有者に対する発言の強制とみなされる。これに対して、そうした懸念がない場合は、望まぬ表現の受け入れが財産の所有者に対する発言の強制とはみなされない。

第2節 検索事業者とコンテンツ・モデレーション規制

本論文が想定している場面は、コンテンツ・モデレーションを制限する法律の名宛人となったPF事業者が当該法律の憲法適合性を争う憲法訴訟である。これに対して、本節で紹介する裁判例は、あくまでも民事訴訟である点には注意を要する。これらは、自身のウェブページに関する検索結果が検索事業者によって削除されたこと等を契機として、ウェブページの作成者が検索事業者に

対して損害賠償請求等を行った事例である。その中で、検索事業者に対して裁判所が一定内容の義務を認めた場合、そうした義務づけは検索事業者の表現の自由と衝突しないかとの観点から判断が示されている⁽¹⁰⁷⁾。

1 裁判例の紹介

2003年の Search King, Inc. v. Google Tech., Inc. 事件判決では、検索事業者が PageRank を変動させることが表現の自由によって保障されるかどうか争われた⁽¹⁰⁸⁾。オクラホマ北部地区連邦地方裁判所は、検索エンジンに使われているアルゴリズムは検索エンジンごとに異なっており、同アルゴリズムはウェブサイトが検索クエリに対応するかどうかを判断するための考慮要素やそれらの重要性に照らして、ウェブサイトの相対的な重要性に関して異なる表示を行っているため、Google 社の PageRank は保護された表現の一形態であるとした上で、PageRank を変動させたとしても契約関係における不法行為は成立しないと述べた⁽¹⁰⁹⁾。

同様の判示は Langdon 判決でも示される⁽¹¹⁰⁾。本件は、原告のウェブサイトが検索結果から削除されたこと等を理由に、自身のウェブサイトの広告を検索結果の目立つ場所に掲載すること等を求めた事案である。

本件では、検索事業者の表現の自由に関して、裁判所が述べることは多くはない。わずかに、デラウェア地区連邦地方裁判所は、修正第一条は何人にも表現の自由を保障しており、これは「何を言うか、何を言わないか」に関する決定を必然的に含むことを確認した上で、「原告が求める差止めによる救済は、被告の修正第一条の権利に違背するという被告の主張は正しい⁽¹¹¹⁾」と述べるばかりである。そのため、その論旨は明確ではないが、本判決がこう述べるにあたって Tornillo 判決を援用していることが注目される。Search King 判決で述べられていたように、検索事業者も各事業者の編集判断に従って様々な要素を考慮し、検索結果の表示順位を決定したり、好ましくない表現を削除したりしている。検索事業者がこうした編集作業を行っていることを踏まえ、Langdon 判決は検索事業者を新聞社と類似した存在であると捉えているのだと思われるが、これは、検索事業者の表現の自由にフルスペックの保障（新聞社をはじめ

プラットフォーム事業者によるコンテンツ・モデレーションと表現の自由（2・完）
とした典型的な表現者の表現の自由に認められる強い保障のこと）が与えられることまで示唆されているのだろうか。

同じ結論は、Zhang v. Baidu. Com, Inc. 事件判決⁽¹¹²⁾でも続く。本件も、検索事業者が原告のウェブサイトを検索結果から削除したことを理由に、損害賠償等が求められた事案である。ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所は、検索結果としてどのコンテンツを提供するか、どのコンテンツを提供しないかは新聞社の編集活動と同様に、修正第一条によって完全に保障されるとし、提供するコンテンツの修正を百度（Baidu）に強制することは彼らの表現の自由を侵害すると結論した。本判決ではさらに、本件においては Turner 判決を先例として適用しえないことについても言及されている。

このように、本件でも、Langdon 判決と軌を一にし、検索結果の提供に関連した検索事業者の編集活動は新聞社による編集活動と類似したものであるとの判断が再び示された。ここでも、Langdon 判決と同様に、検索事業者の表現の自由にフルスペックの保障が与えられることが意味されているのであろうか。

2 検討

（1）検索事業者の修正第一条上の位置づけ⁽¹¹³⁾ 以上、少なくとも Langdon 判決および Zhang 判決は検索事業者の編集活動とマス・メディアの編集活動を同種のものと見ていることが分かる。

このような見解に対して、ティム・ウーやオーレン・ブラカは異論を呈しており、彼らは検索結果の提供は表現の自由の保護の対象ではないと主張する。彼らによれば、第一に、マス・メディアと異なり、検索事業者は検索結果として表示するコンテンツの内容すべてに目を通し、それらに賛同しているわけではない。そのため、検索事業者は電話会社に近い。第二に、検索結果を提供する目的は検索事業者の意見を伝達することではなく、利用者が目当ての情報を見つけることを支援することである。そのため、検索エンジンは地図に近い。

しかし、こうした立場は学説の多数には受け入れられておらず、検索事業者による検索結果の提供は表現の自由によって保障されるとする立場がほとんど

⁽¹¹⁶⁾
である。

(2) 検索事業者の表現の自由の限界 Zhang 判決では検索事業者による検索結果の提供は修正第一条によって完全に保障されるとの判断が下されており、これは、検索事業者による検索結果の提供に対してフルスベックの保障を認めているように読める。同様の結論が Langdon 判決でも示唆されていることは既に述べた通りである。

もっとも、本節で言及したアメリカの裁判例は、PF 事業者の表現の自由に関する議論の蓄積が多くはなかった比較的初期のものである。近年では、PF 事業者の表現の自由をめぐる議論が盛んに行われており、典型的な表現行為と PF 事業者による表現行為の形態のズレを指摘する裁判例・学説も登場しているところである。アメリカの裁判所が検索事業者による検索結果の提供に対してフルスベックの保障を認め続けるのかどうかは、今後の展開を見守りたい。

第3節 SNS 事業者とコンテンツ・モデレーション規制

1 フロリダ州法 (SB7072) の合憲性が争われた事案

2021年5月24日に大手 SNS 事業者によるコンテンツ・モデレーションを制限する法律がフロリダ州で制定された。本件は、インターネット業界団体 NetChoice らが、同法は SNS 事業者の表現の自由を不当に侵害する等と主張して、その仮差止を求めた事案である。

同法は、州議会選挙の立候補者らのアカウントに対するディプラットフォーム⁽¹¹⁷⁾の禁止、州議会選挙の立候補者らによる投稿あるいは州議会選挙の立候補者らについての投稿に対する優先順位の意図的変更⁽¹¹⁸⁾やシャドウ・バン⁽¹¹⁹⁾の禁止、ならびにジャーナリズム企業による投稿の内容に基づく検閲⁽¹²⁰⁾、ディプラットフォームおよびシャドウ・バンの禁止を定めていた。

このほか、同法には検閲、ディプラットフォーム、シャドウ・バンに対する透明性を要求するいくつかの規定が含まれていた。第一に、検閲、ディプラットフォーム、シャドウ・バンを行うための基準を公開しなければならない。第二に、利用規約を変更する際は、事前にユーザーに通知しなければならない。

プラットフォーム事業者によるコンテンツ・モデレーションと表現の自由（2・完）

第三に、検閲、ディプラットフォーム、シャドウ・バンを行う際には、該当するユーザーに対して通知しなければならない。そして、この通知は、7日以内に届けられなければならない。検閲を行った理由を説明する完璧な合理的根拠とSNS事業者が検閲の対象となったコンテンツをどのように認識したかに関する正確かつ完璧な説明の両方を含んでいなければならない。第四に、要求があった場合には、投稿を閲覧したユーザーの数を提供しなければならない。

なお、本法が適用されるためには、年間総収入が1億ドルを超えていること、世界中で少なくとも月間1億人以上のユーザーがいることのうち少なくとも一方を満たしていることが必要条件である。

（1）NetChoice, LLC v. Moody 事件判決（以下「Moody 判決」⁽¹²¹⁾）

① SNS事業者の修正第一条上の位置づけ フロリダ北部地区連邦地方裁判所は、「あまり明確に解決されていない問題」⁽¹²²⁾として、修正第一条の法理におけるSNS事業者の位置づけの検討から始める。原告は、SNS事業者は新聞社をはじめとした他の表現者と同様に扱われるべきだ（Tornillo判決、Hurley判決、Pacific Gas判決に依拠）と主張し、被告は、SNS事業者はコモン・キャリアに近い存在だ（Rumsfeld判決、PruneYard判決に依拠）と主張していた。同裁判所は「真実はその中間にある」⁽¹²³⁾と述べ、その理由として、「SNS上のコンテンツは、その大部分がプロバイダーには見えていない（invisible to the provider）」⁽¹²⁴⁾ことを強調する。まず、新聞社は、論説や編集者への投稿を含めて、すべてのコンテンツを作成または選別する。実質的かつ裁量的な審査を経ずに紙面に掲載されるものはない（Tornillo判決）。次に、パレードの参加者はすべて、主催者の裁量的な判断によって承認されていたことは疑いがない（Hurley判決）。最後に、公益事業会社は請求書の封筒やニュースレターの中身を正確に把握していたことも疑いがない（Pacific Gas判決）。これに対して、SNS事業者は、「日常的にアルゴリズムを使用してすべてのコンテンツを審査し、許容できないコンテンツをふるいにかけるが、通常、見解についてはそれを行わないし、圧倒的多数のコンテンツはアルゴリズム以外の方法で審査され」ず、「SNSに掲載されるコンテンツの99%以上は、さらに審査されるこ

とはない⁽¹²⁵⁾」。この説明から、同裁判所は、SNS事業者はアルゴリズムを使用して何らかの形でコンテンツを編集しているため単なる情報の導管ではないが、SNS事業者による情報の取捨選択はその大部分がアルゴリズムによって機械的・自動的に行われ、人間のモデレーターによる個別的な意思決定はわずかであるため新聞社等のような表現者でもない、と理解していることが読みとれる。

このようにして、同裁判所は、SNS事業者の編集上の判断は伝統的な表現者のそれとは全く同じものではなく、「……SNS事業者は、……新聞やその他の伝統的な媒体と区別できないわけではない⁽¹²⁶⁾」とした。

近年では、学説でも、PF事業者による表現の自由の行使形態と典型的な表現の自由の行使形態とのズレを指摘するものが見られる。たとえば、クロニックは、SNS事業者はサービス上のコンテンツを監視するための複雑なシステムを備えており、ニュース、論説、広告のための受動的な受け皿ではないことは新聞社と同様であるが、PF事業者は新聞社のように特定のコンテンツを積極的に募ることはなく、ユーザーが自主的にコンテンツを投稿したり共有したりしているにすぎないと指摘する⁽¹²⁷⁾。アンドラーシュ・コルタイも、SNS事業者はコンテンツを作成したり、コンテンツの作成を依頼したり、コンテンツを購入したりすることはなく、少なくとも報道機関のような編集者ではないが、コンテンツに関する決定を下し、コンテンツを選別し、削除し、利用できる状態に保つという意味では編集者であると論じている⁽¹²⁸⁾。

② SNS事業者の表現の自由の制限は合憲か このように同裁判所は、SNS事業者は新聞社等の編集者と修正第一条上区別しうることに言及したが、他方で、本件フロリダ州法は「主としてイデオロギーに敏感な場面に關係して」おり、「SNS事業者が編集上の判断を下す可能性が最も高い場面⁽¹²⁹⁾」を規制の対象としていることから、大手SNS事業者のイデオロギーを制限し、議論のバランスをとるという州の目的は、Tornillo判決、Hurley判決、Pacific Gas判決において違憲とされた類の規制であると判断している。これは、本件のような「イデオロギーに敏感な場面⁽¹³⁰⁾」でのSNS事業者による編集権の行使は、新聞社等による編集権の行使と同程度に保護されるものである、という趣旨だと読

プラットフォーム事業者によるコンテンツ・モデレーションと表現の自由（2・完）

めるかもしれない。また、同裁判所は、本件フロリダ州法は SNS 事業者がユーザーの投稿に対してコメントを付すことを明確に禁止し、たとえば投稿の並び替えの方法を指示する等、SNS 事業者に至らの表現を変更するよう強制しているため、被告が依拠する *Rumsfeld* 判決や *PruneYard* 判決に比して⁽¹³¹⁾ SNS 事業者自身の表現に対して遥かに大きな負担を課していると述べている。

次に、同裁判所は、違憲審査基準の検討とその適用に移る。まず、同裁判所は、州議会選挙の立候補者らのアカウントに対するディプラットフォームの禁止、州議会選挙の立候補者らによる投稿あるいは州議会選挙の立候補者らについての投稿に対する優先順位の意図的変更やシャドウ・バンの禁止、ジャーナリズムによる投稿の内容に基づく検閲、ディプラットフォーム、シャドウ・バンの禁止は内容規制であると言う。その理由は、これらは特定のユーザーや特定のコンテンツにしか適用されない、というものである。次に、同裁判所は、SB7072には大手 SNS 事業者が保守的な見解をモデレーションすることを抑制したいとの立法事実が存在していると指摘する。最後に、同法は大手 SNS 事業者にのみ適用されるため話者間差別が存在すると述べた。そして、これらの事情を踏まえれば、厳格な審査基準が適用されるとした。⁽¹³²⁾

その上で、同裁判所は、「競争の場の平準化（leveling the playing field）、すなわち、問題の一方の側の表現を促進するために他方の側の表現を制限することは州の正当な利益ではない」としつつ、やむにやまれぬ他の政府利益が何であれ、これらの規定は、州のやむにやまれぬ利益を促進し、その利益を達成するために厳密に仕立てられているわけではないとして、修正第一条に反し違憲であると結論した。⁽¹³⁴⁾ さらに、以上の結論は、仮に中間審査基準が適用されたとしても変わることはないとした。⁽¹³⁵⁾ 同裁判所は、仮差止のためのその余の要件も充足するとして、原告の仮差止の申立てを認めた。

このように、裁判所は、本件では SNS 事業者の表現の自由の保護の程度は、伝統的な表現者の表現の自由の保護の程度と同レベルなものであると判断し、SB7072の仮差止を許容した。内容規制に対して厳格な態度を示してきたアメリカ法の伝統に忠実であったと言える。ただし、イデオロギーに敏感な場面とそうではない場面とがどのように区別されるのか、SNS 事業者を新聞社とコ

モン・キャリアの中間に位置づけることが具体的にどのような帰結につながるのかについては現時点では明らかとなっていない。

（２）Florida 判決

① SNS 事業者の修正第一条上の位置づけ フロリダ州からの抗告を受けた第11巡回区連邦控訴裁判所は、「SNS 事業者は、サイト上に投稿されるオリジナルのコンテンツのほとんどを作成していない点で、伝統的なメディアとは異なる⁽¹³⁶⁾」と述べて、論をスタートする。他方で、同裁判所は、利用規約やコミュニティ基準を公開したり、ユーザーからの投稿に対して追記や免責事項を付したり、彼ら自身のメッセージを公開したりする際には、「SNS 事業者は彼ら自身の表現活動を行っている⁽¹³⁷⁾」と言う。この点は、先に言及した学説も指摘していたものであった。

他方で、本判決が Moody 判決と異なる点は、利用規約やコミュニティ基準に違反するコンテンツを削除したり、ユーザーからの投稿をどのように表示するかを選択したりする際に SNS 事業者は編集上の判断を下していると述べるに当たって、SNS 事業者による編集上の判断と新聞社等による編集上の判断を差異化する様子は見られない、ということである。⁽¹³⁸⁾

続けて同裁判所は、PF 事業者によるコンテンツ・モデレーションが修正第一条によって保障されることは、二つの系統の先例によって独立的に裏づけされる⁽¹³⁹⁾とする。第一が、編集上の判断に関する先例である（Tornillo 判決、Pacific Gas 判決、Turner 判決、Hurley 判決）。同裁判所は、「どの表現を許可し、拡散し、禁止し、優先順位を下げるかに関する全ての決定は、SNS 事業者自身の価値観や見解に基づく決定であり、連邦最高裁の編集上の判断に関する先例と矛盾なく適合する⁽¹⁴⁰⁾」と述べた。第二が、「本質的な表現行為」に関する先例である。本判決に先立って、Coral Ridge Ministries, Inc. v. Amazon. Com, Inc. 事件判決において、第11巡回区連邦控訴裁判所は、「本質的な表現行為」かどうかは合理的な人がその行為を何らかの種類のメッセージとして解釈するかによって決まり、「本質的な表現行為」は修正第一条の保護の対象となる旨の判断を示していた⁽¹⁴¹⁾。本判決でも、Coral Ridge Ministries 判決を踏まえ、「合

プラットフォーム事業者によるコンテンツ・モデレーションと表現の自由（2・完）

合理的な人は、たとえば Facebook 社がヘイトスピーチを削除したり、Twitter 社が政治家のアカウントを凍結したりすることから、何らかの種類のメッセージを読み取る可能性が高い⁽¹⁴²⁾」ため、SNS 事業者のコンテンツ・モデレーションが「本質的な表現行為」であることは疑いがないとされている⁽¹⁴³⁾。

また、同裁判所は、本判決と PruneYard 判決や Rumsfeld 判決は区別可能であると指摘する。第一に、PruneYard 判決と異なり、本件フロリダ州法は「コミュニティ基準や利用規約に反するメッセージを伝達するよう SNS 事業者に強制することで、SNS 事業者の表現権に干渉している」⁽¹⁴⁴⁾。第二に、ロー・スクールが軍隊のリクルーターをキャンパスに入れることを拒否したことは本質的な表現行為ではないと判断した Rumsfeld 判決と異なり、「SNS 事業者がユーザーやコンテンツを削除した場合、合理的な人は、そこから、少なくとも SNS 事業者がそれらを承認していないとのメッセージを読み取る」ため、SNS 事業者は本質的な表現行為を行っている⁽¹⁴⁵⁾。

② SNS 事業者の表現の自由の制限は合憲か その後、同裁判所は、SB7072 は SNS 事業者の表現の自由を制約していると判断し、違憲審査基準の検討とその適用に移る。

同裁判所は、立法者の動機や本法が大手の SNS 事業者のみに適用されるという話者間差別の存在を理由に、直ちに厳格審査が適用されるわけではないとした上で⁽¹⁴⁶⁾、第一に、ジャーナリズムによる投稿の内容に基づく検閲、ディーププラットフォーム、シャドウ・バンの禁止や州議会選挙の立候補者らについての投稿に対する優先順位の意図の変更やシャドウ・バンの禁止は内容規制であると述べる。第二に、州議会選挙の立候補者らのアカウントに対するディーププラットフォームの禁止は内容中立規制であるとする。なぜなら、ディーププラットフォームの禁止は、SNS 事業者のコンテンツ・モデレーションの判断の中身に依存するものではないからである。その上で、同裁判所は「競争の場の平準化は、実質的な政府利益でないことは言うまでもなく、正当な政府利益でもない」⁽¹⁴⁷⁾として立法目的の正当性を否定しつつ、これらの規定は厳格審査でも中間審査基準⁽¹⁴⁸⁾であってもパスすることはないと結論した。こうして、同裁判所は、これら

の規定の仮差止を容認した。このように、Florida 判決は、州議会選挙の立候補者らのアカウントに対するディプラットフォームの禁止は内容中立規制であると指摘し、この点については Moody 判決と比べて対照的な判断を示した。何が内容規制で何が内容中立的規制であるのかは、規範的な判断を伴う困難な課題であるが、いずれにせよ、Florida 判決でもこれらの規制に対して慎重な姿勢がとられていることが分かる。

次に、同裁判所は、検閲、ディプラットフォーム、シャドウ・バンに対する透明性を要求する規定の合憲性審査に移る。その際、同裁判所は、Zauderer v. Office of Disciplinary Counsel 事件判決等⁽¹⁴⁹⁾で示された判断枠組み（以下「Zauderer テスト」）に依拠している。それによれば、商業活動に関する開示要件は、消費者を欺くことを抑止するという州の利益と合理的に関連しており、表現に不当で過度な負担を課していない場合に合憲となる。同裁判所は、いずれの規定も州の利益と合理的に関連していることを認める一方で、一部の規定は⁽¹⁵⁰⁾合憲、一部の規定は違憲であると結論した。

まず、基準を公開したり、利用規約の変更についてユーザーに知らせたり、投稿の閲覧数を提供したりするよう要求する条項が、SNS 事業者の表現の自由に対する不当な負担となったり、あるいは SNS 事業者の表現を萎縮させる可能性が高いことを NetChoice は証明していないと指摘する。それゆえに、これらの条項は違憲である可能性は⁽¹⁵¹⁾高くない。これに対して、ユーザーへの詳細な通知は過度な負担で SNS 事業者の保護された表現を萎縮させる可能性が高いため、違憲となる可能性が高いとする。SB7072の適用対象となる SNS 事業者は 1 日に数百万件の投稿を削除している。これらの一つ一つの削除に対して絶対的必要記載事項を含んだ内容を 7 日以内に通知するよう要求することは、相当程度の実施コストを課す。また、完全な説明を行わなかった場合、10万ドルを上限とした損害賠償を請求される可能性がある。これらの負担は、SNS 事業者が編集上の判断を下すことを萎縮させる可能性が極めて⁽¹⁵²⁾高い。こうして同裁判所は、前者については仮差止を否定し、後者については仮差止を容認した。

2 テキサス州法（HB20）の合憲性が争われた事案

フロリダ州法と同様の法律は、その合憲性がテキサス州でも争われた。先に見たように、SB7072は政治家の保護を目的としていた側面があるため、内容規制であることが指摘されていた。そこで、HB20は、政治家に対する厳格な保護ではなく、その対象をテキサス州の住民全体に広げることで、こうした懸念を回避しようとした⁽¹⁵³⁾。

2021年9月9日に成立したテキサス州法の適用対象は、合衆国内に月間5000万人を超えるアクティブ・ユーザーを抱える SNS 事業者である。同法は、ユーザーまたは他者の見解、ユーザーの表現に現れる視点、この州またはこの州の一部におけるユーザーの地理的位置に基づいて、ユーザー、ユーザーの表現、ユーザーが他者の表現を受け取る能力を検閲することを違法とする。しかし、これらの例外として、連邦法によって SNS 事業者を検閲の権限が明確に認められたコンテンツ、子供の性的搾取を防止し、性的虐待を受けている者を継続的なハラスメントから保護することを目的とした組織からの照会または要求の対象であるコンテンツ、犯罪を直接に扇動するコンテンツ、人種、肌の色、障害、宗教、国籍、家系、性別、平和部隊や裁判官としての地位を理由に具体的な暴力の脅威を示すコンテンツ、違法なコンテンツをモデレートすることは認められていた。

また、同法は、SNS 事業者に対して情報開示の要件や運営要件を満たすことを要求していた。第一に、モデレーションを行った場合には、対象となったユーザーに通知しなければならない。第二に、ユーザーが削除の決定に対して異議申立てることを認めなければならない。SNS 事業者は異議申立てを受け取った日から14日以内に応答しなければならない。第三に、コンテンツ・モデレーションの方法に関する正確な情報を公開しなければならない。第四に、ユーザーが容易にアクセス可能な場所に、SNS 上で許されるコンテンツの種類等を記した利用規約を公開しなければならない。第五に、年2回の透明性レポートを作成しなければならない。

本件でも、原告は NetChoice らであり、彼らは、HB20は修正第一条に反している等と主張して本法の仮差止を求めた。

論 説

（１）Paxton 判決

① SNS 事業者の修正第一条上の位置づけ この点については、第 2 章で論じた通り、テキサス北部地区連邦地方裁判所オースティン支部は、SNS 事業者はコンテンツ・モデレーションを行う修正第一条の権利を有するとしたが、SNS 事業者による編集上の判断と新聞社等による編集上の判断を差異化する様子は見られないという点は Florida 判決と同様である。

② SNS 事業者の表現の自由の制限は合憲か 次に、同裁判所は、「HB20が、検閲を禁止していることや SNS 事業者がコンテンツを広める方法を制約していることは、修正第一条を制約する。SNS 事業者は、見解を表明するコンテンツに関するポリシーを持っており、その適用を認めないことは、SNS 事業者に対して、彼らのメッセージの内容を変更するよう要求している」と指摘して、違憲審査基準の検討とその適用に移る。まず、「HB20は、コンテンツ、見解、表現者に基づいた制限を課している」⁽¹⁵⁴⁾ため、厳格審査基準が適用されるとされた。厳格審査基準の下ではやむにやまれぬ政府利益が立証されなければならないが、同裁判所は、政府が主張する利益はこの基準を満たさないと言う。また、仮に、中間審査基準が適用されたとしても、重要な政府利益が立証されていないと論じた。そして、「仮に州が主張する利益がやむにやまれぬ利益あるいは重要な利益であったとしても、HB20は厳密に仕立てられたものではない」⁽¹⁵⁶⁾と結論した。⁽¹⁵⁷⁾このようにして、同裁判所は原告の仮差止の申立てを認めた。

次に、情報開示の要件や運営要件についてであるが、同裁判所は、これらの規定は、サイトやアプリへの投稿数が測定不能なほどであることを踏まえると、過度な負担となるため、彼らの表現を萎縮させることとなる⁽¹⁵⁸⁾とした。

（２）Paxton 控訴審判決

上述の判決が下された後、テキサス州からの抗告を受けた第 5 巡回区連邦控訴裁判所は、原審を覆し、仮差止命令を取り消した。⁽¹⁵⁹⁾しかし、その後、さらに抗告を受けた連邦最高裁は、5 対 4 で高裁判決を覆し、再び仮差止命令を認め⁽¹⁶⁰⁾ている。ただし、いずれの法廷意見も結論が示されているのみであった。本判

プラットフォーム事業者によるコンテンツ・モデレーションと表現の自由（2・完）

決は、その後に改めて出された第5巡回区連邦控訴裁判所によるものである。

第2章で叙述したように、第5巡回区連邦控訴裁判所は、SNS事業者のコンテンツ・モデレーションは表現の自由の保護の対象ではないとの立場を採っているようであるが、HB20がSNS事業者の表現の自由を制約するとした場合、同法が合憲であるかどうかについても言及している。第一に、同裁判所は、コンテンツ・モデレーションを制約する規定は表現の内容に基づく規制ではないと言う。なぜなら、これらはSNS事業者の検閲の動機に関係なく等しく適用されるため、検閲によってSNS事業者がどのようなメッセージを傳達しようとしているかに基づいていないからである⁽¹⁶¹⁾。同裁判所は、続けて、「内容中立規制は、表現の自由の抑圧とは無関係な重要な政府利益を促進し、その利益の促進のために必要となる以上に表現に対して実質的な負担をかけていない場合には、修正第一条の下で支持される⁽¹⁶²⁾」と述べて、HB20の合憲性の検討に移る。まず、HB20は、テキサス州におけるアイデアと情報の自由な交換を保護するという重要な利益を促進する。次に、個々のユーザーの発言能力を保護することを目的としているため、表現の自由の抑圧とは無関係である。最後に、SNS事業者は政府が見解中立的なSNSを提供したいのであれば政府運営のSNSを提供すればよいと主張するが、大手SNSの市場支配力やネットワーク効果を踏まえると、それは困難である。SNS事業者は、より制限の少ない他の代替案を提示できていない⁽¹⁶³⁾。

第二に、情報開示の要件や運営要件に関する規定について、ここでもZaudererテストが用いられた。だが、同裁判所は、SNS事業者はHB20が要求するものと似たような仕組みを既に導入しているため、NetChoiceはこれらの規定が過度な負担となっていることを立証できていないと結論した⁽¹⁶⁴⁾。

第4節 小括

まず、検索事業者による検索結果の提供について言えば、Langdon判決およびZhang判決は、検索事業者による編集行為と新聞社による編集行為を類似した性格のものと捉え、検索事業者による検索結果の提供に対してフルスペックの保障を認めていた。

論 説

次に、SNS事業者によるコンテンツ・モデレーションについてである。第一に、直接的な規制について言えば、Paxton 控訴審判決以外では、こうした規制は違憲であるとされていた。結論はともあれ、PF事業者とマス・メディアのような伝統的な表現者は修正第一条上異なる位置づけにあるのではないかと論じられつつあったものの、実際の判例の中では依然として、SNS事業者と伝統的な表現者の保護の程度が同レベルのものとして理解され、SNS事業者の媒介者としての側面が強調されることはなかった。特に Moody 判決は、イデオロギーに敏感な場面であることを理由に同程度の保護を認めているが、イデオロギーに敏感な場面とそうではない場面の境界線は定かではない。また、SNS事業者を新聞社とコモン・キャリアの中間に位置づけることが具体的にどのような帰結につながるのかについても明らかにはならなかった。第二に、透明性を求める規制は内容中立規制であると考えられるが、各裁判所⁽¹⁶⁵⁾によれば、遵守することが極めて困難でコンテンツ・モデレーションを控えるようなインセンティブを与える規制は許されない。

第4章 分析結果のまとめと若干の検討

最後に、本章では、これまでの検討結果を再整理し（第1節）、日本の議論を振り返りつつ、現時点での若干の私見を述べていきたい（第2節）。

第1節 分析結果のまとめ

アメリカ法では、PF事業者による恣意的なコンテンツ・モデレーションを抑制するために、PF事業者は憲法による拘束を受ける主体であると捉え、ユーザーの表現の自由を手厚く保障する義務を負っている存在であるとみなすことには理論的な限界が生じていると考えられていることが明らかとなった。また、PF事業者は憲法による拘束を受けると考えることで、PF事業者が違法な情報を迅速にモデレートすることが困難となるし、有害だが違法ではない情報をモデレートすることは著しく困難となる。アメリカの表現の自由論は国家による思想の自由市場への介入ではなく市民相互間の対抗言論による淘汰に

強く期待し、有害な表現であっても日本と比較して広範に保護されているため、ステイト・アクションの法理による規律はむしろ健全な思想の自由市場の維持を阻害するということが強く意識されていた。

そこで、法律による規律が模索されているが、こうした規制はPF事業者の表現の自由と衝突しうる。そこで、PF事業者の修正第一条上の位置づけを分析すれば、これまでは、PF事業者の編集活動と新聞社の編集活動は類似した性格のものであるためPF事業者は単なる情報の導管ではないと捉えられてきたのに対して、近年では、PF事業者による情報の取捨選択はその大部分がアルゴリズムによって機械的・自動的に行われ、人間のモデレーターによる個人的な意思決定はわずかであること、PF事業者はオリジナルの情報を積極的に作成するわけではないこと等から、PF事業者の媒介者的な側面が強調され、PF事業者は新聞社とコモン・キャリアの中間に位置すると論じられるようになってきている。

とはいえ、PF事業者は単なる情報の導管ではないため、PF事業者に対してコモン・キャリアとしての規制を課すことにも理論的な限界が生じることが示されていた。加えて、こうした規制も、PF事業者が違法・有害な情報をモデレートすることを法律レベルで禁止しているため、快適な情報空間を形成するためには望ましくないことが指摘されていた。

そこで、最後に検討されるべき途がコンテンツ・モデレーションの余地を残しつつ、規律を検討するという考え方である。この点、本論文で紹介した裁判例では、いずれも、PF事業者による表現の自由の行使形態と典型的な表現者による表現の自由の行使形態の差異に深くこだわることはせず、PF事業者の表現の自由に対してフルスペックの保障を認め、直接的な規制については違憲であると判断されていた。Moody 判決では、本件がイデオロギーに敏感な場面に対する介入であったことを理由にフルスペックの保障が認められたように読めるが、イデオロギーに敏感な場面とそうではない場面とがどのように区別されるのか、PF事業者を新聞社とコモン・キャリアの中間に位置づけることが具体的にどのような帰結につながるのか、については現時点では明らかになっていない。こうした議論状況から推すに、典型的な表現の自由の行使形態と

のズレを認識しつつあるものの、憲法訴訟の場でこうした位置づけがどのような法的帰結を生むのか、特に違憲審査基準とどう関わるのかが整理しきれておらず、政府規制を嫌う結果、フルスベックの表現の自由かのように議論を進めざるを得ない、というのが現時点でのアメリカでの議論の到達点ではないかと評価できる。

他方で、間接的な規制は内容中立的な規制であるため、直接的な規制と比べて許容される範囲が広がると思われるが、PF 事業者のコンテンツ・モデレーションを萎縮させるほどに遵守が困難な規制は許されない。規制を遵守する各事業者の能力は異なるため、事業者の規模に応じた柔軟な規制が求められることになるだろう。

第2節 若干の検討

PF 事業者が公表しているガイドラインを見ると、PF 事業者はわいせつなあるいは暴力的な投稿やウェブサイト等を禁止している。それゆえ、PF 事業者は、複雑なアルゴリズムを用いて内容に基づき情報の取捨選択を行っているという点では、単なる情報の導管とは異なる存在であるように思われる。PF 事業者はウーやプラハが指摘するほど無自覚のうちに情報を伝達しているわけではない。他方で、Moody 判決が認識していたように、PF 事業者による情報の取捨選択は、その大部分がアルゴリズムによって行われ、人間のモデレーターによる個別的な意思行為が全面的に介入しているわけではない。それゆえ、個別的な意思行為を経て情報を取捨選択していると思われるマス・メディアとも異なる位置づけと考えられるのではないだろうか。

わが国でも「コモンキャリアとしての通信事業者は、自ら言論活動を行うのではないことから、原則として、言論者として表現の自由の保障を受けるわけではない」⁽¹⁶⁶⁾とされ、表現活動の有無がコモン・キャリアとしての規制が許されるかどうかの分水嶺であると考えられてきた⁽¹⁶⁷⁾。そのため、PF 事業者は単なる情報の導管ではないと考えることが正当であるならば、日本法の文脈に照らしても、コモン・キャリアとしての規制は PF 事業者の表現の自由を侵害する可能性があるだろう。

もっとも、仮に理論的な限界をクリアしたとしても、PF 事業者をコモン・キャリアとみなすべきかという問題は残る。アメリカでは、コンテンツ・モデレーションには有益な側面があることも度々指摘されていたからである。PF 事業者にはコモン・キャリアとしての規制を課した場合、多くのユーザーが不当だと感じるコンテンツ・モデレーションを抑制することができるかもしれない。他方で、PF 事業者は、合法的なコンテンツをモデレーションすることも不可能となり、多くのユーザーが不適切だと感じるコンテンツが蔓延する可能性もある。不適切なコンテンツに対しては、国家が法律を制定したり、裁判所が審査したりすることで対処する可能性が考えられる。むしろ、恣意的なコンテンツ・モデレーションを抑制するという観点からすれば、こちらの手段の方が適切ではないかとさえ考えられる。しかし、こうした方法は実効性に欠けるため有効な手段とは言えないであろう。PF 上には、星の数ほどのコンテンツが流通しており、それらを事後的に逐一チェックすることは現実的ではない。また、憲法の拘束を受ける国家は、不適切だ（と思われる）が違法ではない表現を抑制することが困難である。以上のように、国家によるコンテンツ規制は現実的ではないとの実情を踏まえれば、PF 事業者が有害情報を自発的に規制することを妨げることでユーザーにとって不快・有害なコンテンツが蔓延してしまうとのデメリットは、回避すべきである。⁽¹⁶⁸⁾コンテンツ・モデレーションの利点を維持しつつ、その弊害を最小限に抑える解決策を模索すべきであると思われる。

そして、PF 事業者には媒介者としての側面が多分にあると考えるのであれば、PF 事業者の表現の自由について見れば、国家が、PF 事業者に対して特定の話者（マス・メディア等）の不利益取扱いを禁止する措置やそれらを優先的に表示するように求める措置が認められる可能性も残されているのではないだろうか（もちろん、支持する情報を擁護するために国家が話者を恣意的に選択することで思想の自由市場を歪めることは許されないし、その話者は誰がどのような基準で選択するのか、こうした規制はユーザーの表現の自由を制約しないのか等の諸問題は別途検討する必要がある）。その根拠は、PF 事業者の編集行為の一体性や PF 事業者の自律性が損なわれる程度はマス・メディア等の典型的な表現者と比べて小さいと考えられること、基本的には国家は情報を

検閲するのではなくむしろ促進する役割を担っていると考えられること等である。

終 章

筆者は、情報の発信・受領のための場が、PF 事業者が提供するデジタル情報空間に移行しつつある中で、健全な情報空間をいかに構築すべきかについて考察を進めている。現在のデジタル情報空間が理想的な思想の自由市場と乖離している側面があることは夙に指摘されていることであり、本論文は、そうしたネガティブな側面のうちの「PF 事業者による恣意的なコンテンツ・モデレーション」への対応を検討した研究として位置づけられる。

他方で、その他のネガティブの要素の一つである PF 上の違法・有害情報について、十分な対策を講じて欲しいとの社会的要請は、近年、ますます強くなっている。わが国でもフェイクニュースの流布、誹謗中傷（人格権侵害）等が深刻な問題として受け止められている。特に、PF 事業者は違法・有害情報を効果的に遮断できる地位にあるため、違法・有害情報への対応は PF 事業者にも強く要請される。

本論文における検討の対象国であったアメリカでも、民主党・リベラル派を中心に、PF 事業者は PF 上の違法・有害情報に対して十分な措置を講じていないと批判されている。彼らは、PF 事業者は外国からの選挙介入、フェイクニュース、児童ポルノ等により一層取り組むべきだと考えているのである。アメリカでは、通信品位法230条を根拠に、ユーザーが投稿した違法・有害情報を放置したとしても、PF 事業者は基本的には民事責任を問われることはない。そこで、PF 上の違法・有害情報に対処すべく、通信品位法230条を改正しようとする動きが見られる。

また、違法・有害情報への取り組みについては、ドイツやフランスのいわゆる SNS 対策法、EU のデジタルサービス法（DSA）等、ヨーロッパでの議論も進展が著しい。そこで、健全な情報空間の再構築を目指すためには、諸外国の動向を注視しながら、こうした課題にも取り組んでいかなければならないと

プラットフォーム事業者によるコンテンツ・モデレーションと表現の自由（2・完）
考えている。以上の叙述から、PF 事業者は、「合法的なコンテンツに対するモデレーションを行なう」との要請と「有害情報に対するモデレーションを行なえ」との要請の間で板挟み状態に置かれていることが分かる。そこで、あわせて、こうしたジレンマをどのように調整していくべきかについても考察を深める必要があるだろう。

もちろん、現在の表現空間が抱える問題は、違法・有害情報の蔓延だけではない。たとえば、マス・メディアの弱体化、フィルター・バブル現象やエコー・チェンバー現象等である。これらの諸問題について取り組んでいくことも筆者に残された今後の課題である。

〔付記〕 本論文は、情報法制学会「第6回研究大会」（2022年12月11日オンライン開催）における報告に基づくものである。また、本研究はJSPS 科研費 JP22KJ2116の助成を受けたものである。

- (100) 拙稿「検索事業者の表現の自由に関する一考察（1）（2・完）——アメリカ法上の議論を手がかりとして——」阪大法学71巻6号（2022年）183頁以下、72巻1号（2022年）249頁以下。
- (101) *Miami Herald Pub. Co. v. Tornillo*, 418 U.S. 241 (1974).
- (102) *Pacific Gas & Electric Co. v. Public Utilities Com.*, 475 U.S. 1 (1986).
- (103) *Hurley v. Irish-American Gay*, 515 U.S. 557 (1995).
- (104) *PruneYard Shopping Ctr. v. Robins*, 447 U.S. 74 (1980).
- (105) *Turner Broadcasting v. FCC*, 512 U.S. 622 (1994), *Turner Broadcasting v. FCC*, 520 U.S. 180 (1997).
- (106) *Rumsfeld v. Forum for Academic and Institutional Rights*, 547 U.S. 47 (2006).
- (107) 以下の裁判例について、拙稿・前掲注(100)「（2・完）」2章参照。
- (108) *Search King, Inc. v. Google Tech., Inc.*, CIV-02-1457-M, 2003 U.S. Dist. LEXIS 27193 (W.D. Okla. May 27, 2003).
- (109) ページランクはウェブサイトの相対的な重要性を決定するのに寄与し、それによってウェブサイトが検索結果のどこに表示されるかが決まるとされる。たとえばGoogle社は、ウェブサイトのページランクを決定するために当ウェブサイトの被リンク数やその重要性等様々な要素を考慮してウェブサイトの関連性を0から10の尺度（0が最も関連性が低く、10が最も関連性が高い）でランクづけしていると言われている。See Tansy Woan, *Searching for an Answer: Can Google*

Legally Manipulate Search Engine Results?, 16 U. Pa. J. Bus. L. 294, 298 (2013). ページランクの順位と実際に表示される検索結果の順位は異なる概念であるとされる。検索結果の表示順位を決定するためにいくつかの要素が考慮されているようだが、ページランクはその考慮要素の一つである。

- (110) Langdon v. Google, Inc., 474 F. Supp. 2d 622 (D. Del. 2007).
- (111) *Id.* at 630.
- (112) Zhang v. Baidu.com, Inc., 10 F. Supp. 3d 433 (S.D.N.Y. 2014).
- (113) 以下の学説について、拙稿・前掲注(100)「(1)」1章参照。
- (114) Tim Wu, *Machine Speech*, 161 U. Pa. L. Rev. 1495 (2013).
- (115) Oren Bracha, *The Folklore of Informationalism: The Case of Search Engine Speech*, 82 Fordham L. Rev. 1629 (2014); Oren Bracha & Frank Pasquale, *Federal Search Commission – Access, Fairness, and Accountability in the Law of Search*, 93 Cornell L. Rev. 1149 (2008).
- (116) See, e.g., Eugene Volokh & Donald M. Falk, *Google: First Amendment Protection for Search Results*, 8 J. L. Econ. & Pol'y 883 (2012); Jeffrey Rosen, *Keeping Google Good: Remarks on Privacy Regulation and Free Speech*, 20 Geo. Mason L. Rev. 1003, 1005 (2013); Stuart Minor Benjamin, *Algorithms and Speech*, 161 U. Pa. L. Rev. 1445, 1461, 63, 69–70 (2013).
- (117) deplatform：SNS事業者がユーザーのアカウントを永久にまたは14日を超えて削除もしくは凍結すること。
- (118) post-prioritization：特定のコンテンツの表示順位を上位にしたり、下位にしたりすること。
- (119) shadow ban：あるユーザーの投稿について、他のユーザーへの公表を制限もしくは排除すること。
- (120) censor：ユーザーが投稿したコンテンツを削除、規制、制限、編集、変更したり、コンテンツの公開または再公開の抑止をしたり、コンテンツを投稿するユーザーの権利を停止したり、コンテンツを除去したり、コンテンツに対する追記をしたりすること。
- (121) NetChoice, LLC v. Moody, 546 F. Supp. 3d 1082 (N.D. Fla. 2021). 本判決については、水谷瑛嗣郎「判批」慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要72巻（2022年）27頁以下も参照した。
- (122) *NetChoice*, 546 F. Supp. 3d at 1091.
- (123) *Id.*
- (124) *Id.* at 1092.
- (125) *Id.* at 1091–92.

- (126) *Id.* at 1093.
- (127) *See* Klonick, *supra* note 25, at 1660.
- (128) *See* Koltay, *supra* note 98, at 288.
- (129) *NetChoice*, 546 F. Supp. 3d at 1092.
- (130) *See id.*
- (131) *See id.* at 1093.
- (132) *See id.* at 1093–94.
- (133) *Id.* at 1095.
- (134) *See id.* at 1093–95.
- (135) *See id.* at 1095.
- (136) *NetChoice, LLC v. Attorney General Florida*, 34 F. 4th 1196 (11th Cir. 2022).
- (137) *Id.*
- (138) *See id.* at 1204, 10.
- (139) *Id.*
- (140) *Id.* at 1214.
- (141) *See Coral Ridge Ministries, Inc. v. Amazon. Com, Inc.*, 6 F. 4th 1247, 1254 (11th Cir. 2021).
- (142) *NetChoice*, 34 F. 4th at 1214 (internal quotation marks omitted).
- (143) *See id.*
- (144) *Id.* at 1215.
- (145) *Id.* at 1217.
- (146) *See id.* at 1227–30.
- (147) *Id.* at 1228.
- (148) *See id.* at 1228–30.
- (149) *Zauderer v. Office of Disciplinary Counsel*, 471 U.S. 626 (1985).
- (150) *NetChoice*, 34 F. 4th at 1230.
- (151) *See id.*
- (152) *See id.* at 1230–31.
- (153) *See Morales, supra* note 87, at 10.
- (154) *NetChoice*, 573 F. Supp. 3d at 1109 (internal quotation marks omitted).
- (155) *Id.* at 1114.
- (156) *Id.* at 1115.
- (157) *See id.* at 1115–16.
- (158) *See id.* at 1110–12.
- (159) *NetChoice, LLC. v. Paxton*, No. 21–51178, 2022 WL 1537249 (5th Cir. May 11,

2022).

- (160) NetChoice, LLC. v. Paxton, 142 S. Ct. 1715 (2022).
- (161) NetChoice, LLC v. Paxton, 49 F. 4th 439 (5th Cir. 2022).
- (162) *Id.* at 482.
- (163) *See id.* at 482–85.
- (164) *See id.* at 485–88.
- (165) *See* Dawn C. Nunziato, *Protecting Free Speech and Due Process Values on Dominant Social Media Platforms*, 73 Hastings L. J. 1255, 1296 (2022).
- (166) 山口いつ子「インターネットにおける表現の自由」松井茂記ほか編『インターネット法』（有斐閣、2015年）31頁。
- (167) 海野敦史「電気通信における『コモンキャリア』の観念の有用性——通信管理主体の表現の自由の享有可能性を踏まえた批判的検討——」情報通信学会誌35巻1号（2017年）2頁。
- (168) 同旨だと思われるものとして、水谷瑛嗣郎「オンライン・プラットフォームの統治論を目指して——デジタル表現環境における『新たな統治者』の登場」判時2487号（2021年）115頁。
- (169) 曾我部・前掲注(23)219–28頁、西土彰一郎「インターネットによる表現活動の諸問題」毛利透編『人権Ⅱ（講座・立憲主義と憲法学第3巻）』（信山社、2022年）177頁以下を主に参照。
- (170) *See, e.g.*, Internet PACT Act, S.483, 118th Cong. (2023); STOP CSAM Act of 2023, S.1199, 118th Cong. (2023); Removing Section 230 Immunity for Official Accounts of Censoring Foreign Adversaries Act, S.941, 118th Cong. (2023); *See* Something, Say Something Online Act of 2023, S.147, 118th Cong. (2023). *See also* Mary Anne Franks, *The Free Speech Industry*, in *Social Media, Freedom of Speech and the Future of our Democracy*, *supra* note 61, at 65; Erwin Chemerinsky & Alex Chemerinsky, *The Golden Era of Free Speech*, in *id.* at 87; Sheldon Whitehouse, *Section 230 Reforms*, in *id.* at 103.

脱稿後、2023年8月に訟務長官（Solicitor General）が連邦最高裁によるフロリダ州法およびテキサス州法の審理を求める意見書を提出し、これを受けて同裁判所が9月29日に2つの論点（コンテンツ・モデレーションに対する制約〔本論文が言うところの直接規制に主に相当するもの〕は修正第一条と適合的か、個別説明要件〔モデレーションの対象となったユーザーへの通知等〕は修正第一条と適合的か）に限りサーシオレーライにより上告を受理したとの報道に接した。この判決については、他日を期して、改めて評釈を行いたい。

プラットフォーム事業者によるコンテンツ・モデレーションと表現の自由（2・完）

芦塚智子「米連邦最高裁、SNS 監視禁止法を審理 来年夏までに判断」日本経済新聞 2023年 10月 4日（<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO74991490U3A001C2FF8000/>）。Jess Bravin, *Supreme Court Takes Cases on Social-Media Content Moderation; Justices to consider whether Texas and Florida law restricting platforms from blocking some speech are constitutional*, The Wall Street Journal (Sep. 29, 2023), <https://www.wsj.com/us-news/law/supreme-court-to-decide-whether-laws-regulating-social-media-companies-content-decisions-are-constitutional-a46cb894>.